

令和8年度 消費生活・法律・弁護士 相談所開設のお知らせ

日常生活上の消費・法律問題等について、専門の相談員等が無料で相談に応じます。相談は、秘密厳守です。お気軽にご利用ください。

		消費生活相談室					法律相談所（予約制）					弁護士相談所（予約制）	
開設案内		毎週 木曜日 (但し、相談員が不在の場合は、 広島県生活センターへ連絡する)					原則 毎月 第1 第3 木曜日 (但し、休日の場合は下記に定めた日)					奇数月 第4 木曜日 (但し、休日の場合は下記に定めた日)	
		10:00～16:00					13:00～16:00					9:30～12:00	
		開設日（46回）					開設日（24回）					開設日	会場
相談員		消費生活相談員					司法書士					弁護士	
令和8年	4月	2	9	16	23		2		16				
	5月	7	14	21	28		7		21			28	人権・生活総合相談センター
	6月	4	11	18	25		4		18				
	7月	2	9	16	23		2		16			23	芸北文化ホール
	8月	6		20	27		6		20				
	9月	3	10	17	24		3		17			24	役場 大朝支所
	10月	1	8	15	22		1		15				
	11月	5	12	19	26		5		19			26	豊平地域づくりセンター
令和9年	12月	3	10	17	24		3		17				
	1月	7	14	21	28		7		21			28	人権・生活総合相談センター
	2月	4		18	25		4		18				
	3月	4	11	18	25		4		18			25	人権・生活総合相談センター
相談会場		北広島町人権・生活総合相談センター										上記の会場となります	

(黄色の日の相談はありません)

※ 消費生活相談は、電話での相談もできます。(木曜日)

専用電話 (0826) 72-5571

※ 法律相談・弁護士相談は、事前予約が必要です。センターに電話等いただくか
令和6年4月から始まった **北広島町公式LINE** から予約してください。

相談内容は、借金・相続・結婚・離婚・住宅・土地・人権・その他

◎ 相談開設日は、毎月の広報カレンダーでもお知らせしています。

相談・予約等に関するお問合せ先

北広島町人権・生活総合相談センター

(サンクス交差点から大朝方面すぐ)

☎ (0826) 72-5020